

でんさいお預かり・ファクタリングサービス

利 用 規 程

- ◆ このサービスは、三井住友銀行がご提供する「でんさい」を活用した新たな代金支払・受取手段です。
- ◆ お客様は、ファクタリング(期日前資金化)を利用することによる早期回収資金や、期日に決済される代金を、お客様が指定する銀行預金口座で受取可能です。

株式会社三井住友銀行

(202601_Ver.4.0)

目 次

第一章 総則	1		
第1条（本規程の範囲）	1	第18条（本利用契約等の解約、終了）	7
第2条（用語の定義）	1	第19条（契約終了時の取扱い）	8
第3条（本サービスの内容等）	2	第20条（本サービスの休止、停止および廃止）	9
第4条（本サービスの利用開始）	2		
第5条（本サービスの利用方法）	2		
第二章 収納代行サービス	3		
第6条（収納代行サービスの利用）	3	第21条（一般的な免責事項）	9
第三章 でんさいファクタリングサービス	3	第22条（でんさいファクタリングサービス固有の免責事項）	9
第7条（でんさいファクタリングに関する基本合意）	3		
第8条（個別のでんさいファクタリング契約）	3		
第9条（期日前資金化の申込方法および取扱い）	4		
第10条（期日前資金化の申込み重複時の取扱い）	5		
第11条（でんさい買取代金の支払）	5		
第四章 引出サービス	5		
第12条（引出サービスの利用）	5	第23条（業務委託の承諾）	10
第五章 表明、保証、義務、確約および承諾事項	6	第24条（代理権限の授与）	10
第13条（お客さまの表明および保証）	6		
第14条（お客さまの義務）	6		
第15条（反社会的勢力の排除）	6		
第16条（お客さまの承諾事項）	6		
第六章 契約の有効期間、終了および停止	7		
第17条（本利用契約の有効期間）	7	第25条（届出事項および届出事項の変更）	10
		第26条（破産手続開始等の届出）	10
第七章 免責事項	9		
		第27条（補償）	10
		第28条（遅延損害金）	10
		第29条（秘密保持）	11
		第30条（規程等の準用）	11
		第31条（本規程の変更等）	11
		第32条（権利・義務の譲渡・譲入等の禁止）	11
		第33条（お客さま情報の利用）	11
		第34条（取締役等の遵守）	11
		第35条（準拠法と管轄）	11
		<特定仕入先の取扱いに関する特約>	12

でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用規程

第一章 総則

第1条 (本規程の範囲)

でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用規程(以下「本規程」といいます)は、本規程所定のサービスの申込人(以下「お客さま」といいます)が株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます)との間で当行所定の「でんさいお預かり・ファクタリングサービス等利用者登録規程」に基づき有効な利用者登録を有していることを前提として、当行がお客さまに対し、ファクタリング対象債務者を発生記録の債務者とし、当行を発生記録の債務者として記録するでんさい(ただし、お客さまとファクタリング対象債務者との間の原因債権の(狭義の)支払のために発生記録されたもの。以下「お預かり対象でんさい」といいます)を用いて提供する本規程所定のサービス(以下総称して「本サービス」といいます)に関して、お客さま、ファクタリング対象債務者、でんさい買取人および当行の四者間で適用されるものとします。

第2条 (用語の定義)

本規程で用いられる用語は、本規程に別途明示的に定めるものほか、下記に定める意味を有するものとします。また、本規程において別段の定めがない用語は、電子記録債権法(平成19年法律第102号)において定める意味を有するものとします。なお、本規程におけるでんさいの発生記録、分割記録または譲渡記録の各請求には電子記録の日を指定した請求(予約請求)を含むものとし、発生記録、分割記録または譲渡記録の各記録事項について変更記録がされている場合には当該変更記録が反映した後の内容を指すものとします。また、本規程において言及される当行所定の様々な規程、規程細則または規定は、いずれもその時々において改訂され、お客さまに通知されたものを含むものとします。さらに、本規程において言及される契約は、いずれもその後の変更、更新または地位承継を含むものとします。

- (1) でんさいネット
株式会社全銀電子債権ネットワークまたはその承継人をいいます。
- (2) でんさい
でんさいネットが取り扱う電子記録債権をいいます。
- (3) 業務規程等
でんさいネット所定の株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程および株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則ならびに当行所定のSMBCでんさいネット利用規定およびValueDoor利用規定を総称しています。
- (4) 原因債権
でんさいに係る債務者がその取引先との間で事業目的で締結した売買契約、請負契約、役務提供契約等の取引に基づき発生し、当該でんさいに係る原因となった当該取引先に対する債権をいいます。
- (5) でんさいファクタリング支払サービス
ファクタリング対象債務者がでんさいネットに対しお預かり対象でんさいの発生記録の請求を行うに際し、あらかじめ当行から発生記録請求データの仕分けおよびお預かり対象でんさい用データへの一部変換のサービスを受けること、その他お客さまに対するでんさいお預かり・ファクタリングサービスをファクタリング対象債務者の側からサポートすることを主な目的として、ファクタリング対象債務者、当行およびでんさい買取人の間で締結される契約(当行所定の「でんさいファクタリング支払サービス利用規程」に基づくもの。以下「でんさいファクタリング支払サービス利用契約」といいます)に基づき、当行およびでんさい買取人がファクタリング対象債務者に対し提供するサービスをいいます。
- (6) ファクタリング対象債務者
お預かり対象でんさいの発生記録に債務者として記録されている者のうち、お客さまがでんさいファクタリングサービスの取扱対象として当行所定の書面および方法で当行に届出をし、当行が承諾した者をいい、あらかじめ当行およびでんさい買取人との間ででんさいファクタリング支払サービス利用契約を締結している法人に限るものとします。
- (7) でんさい買取人
ファクタリング対象債務者と当行との間で別途合意する、お預かり対象でんさいの譲受人として当該でんさいを買い取る者をいいます。
- (8) (狭義の) 支払のために
でんさいがその原因債権と併存しつつその支払のために発生記録

または譲渡記録されたものであり、でんさいの原因債権よりも当該でんさいが優先的に行使されることをいいます。

- (9) お預かり対象でんさい情報
お預かり対象でんさいの記録番号、ファクタリング対象債務者の名称、発生記録日、支払期日、債権金額等を個別にまたは総称していいます。
- (10) 資金化申込でんさい
お預かり対象でんさいのうち、お客さまがでんさい買取人および当行に対し、当行所定の期限までに、当該でんさいの債権金額の一部または全額について期日前資金化の申込みを行った(でんさい買取人に分割後譲渡または全部譲渡予定の)該当部分をいいます。
- (11) 個別でのんさいファクタリング契約
第8条第3項に定義される意味を有するものとします。
- (12) 支払基準日
お客さまとファクタリング対象債務者との間の原因債権に関し、手形による支払・決済が行われる場合に手形の振出・交付が行われる日、電子記録債権による支払・決済が行われる場合には電子記録債権の発生記録日・譲渡記録日に相当する日をいい、お客さまとファクタリング対象債務者との間で合意した日をいいます。
- (13) 買取でんさい
資金化申込でんさいのうち、個別でのんさいファクタリング契約に基づき、お客さまに対する買取代金相当額(割引料等控除後の金額)(第3条第1項第(2)号に定義されます)の支払が完了したでんさいをいいます。
- (14) 収納代行手数料
収納代行サービスに係る当行所定の手数料、振込手数料およびこれらにかかる消費税額を総称していいます。なお、収納代行サービスに係る当行所定の手数料とは、例えば、当行からお客さま宛のお預かり対象でんさいの残高を証する書面の発行等、お客さまからの依頼に基づき当行が個別に対応する役務に対する合理的な対価であって、あらかじめお客さまから同意を得た手数料金額に限ります。
- (15) 割引料
各個別でのんさいファクタリング契約に基づくでんさいの買取りに係るでんさい買取人所定の手数料、振込手数料およびこれらにかかる消費税額を総称していいます。
- (16) 割引料等
割引料、収納代行手数料その他当行またはでんさい買取人所定の手数料ならびにこれらにかかる消費税額を総称していいます。
- (17) 適格要件
資金化申込でんさいに関する、以下の全ての要件をいいます。
 - (a) 当該でんさいの発生記録日から支払期日までの期間が1年未満であること。
 - (b) 所得税法(昭和40年法律第33号)上利息と認められるものが含まれていないこと。
 - (c) お客さまの通常の営業活動において、適法で、有効かつ拘束力を有し、執行可能な契約に基づき発生した当該でんさいに係る原因債権の(狭義の)支払のために発生記録の請求をされたものであること。
 - (d) お客さまが当該でんさいに係る原因債権の発生原因たる契約(以下「商取引契約」といいます)上の義務の履行を完了しており、ファクタリング対象債務者が履行を拒み得る何らかの抗弁事由が存在せず、またそのおそれが存しないこと。
 - (e) 当該でんさいに係る原因債権がお客さまのみに帰属し、お客さまのみが当該原因債権に関する一切の処分権限を有しており、譲渡を禁止または制限されていないこと。
 - (f) 第三者に対する譲渡、担保権設定、その他でんさい買取人の権利を害するおそれのある処分が一切行われておらず、かつ、第三者による仮差押、仮処分、強制執行または競売等の申立が行われていないこと。
 - (g) 当該でんさいに係る商取引契約に関し、ファクタリング対象債務者に支払遅延、履行遅滞、その他の債務不履行、解除または解約事由、期限の利益喪失事由(以下総称して「デフォルト事由」といいます)が発生しておらず、また、そのおそれが存しないこと。
 - (h) 当該でんさいに係る電子記録の請求における意思表示の瑕疵・欠缺、無権代理、意思無能力、制限行為能力、商取引契約上の抗弁事由等、ファクタリング対象債務者が支払期日において履行を拒み得る何らの抗弁事由が存在せず、またそ

- のおそれが存しないこと。
- (i) 当該でんさいに係る商取引契約以外の契約に関し、ファクタリング対象債務者にデフォルト事由が発生しておらず、お客さまの知る限りそのおそれが存しないこと。
- (j) 当該でんさいに係る原因債権について、その支払のためにまたは支払に代えてお客さまを受取人とする手形の振出またはお客さまを被裏書人とする手形の裏書譲渡がなされていないこと。
- (k) 当該でんさいに係る商取引契約が反社会的勢力に該当する者との間の取引に係るものでないこと。
- (l) ファクタリング対象債務者が反社会的勢力に該当しないこと。
- (m) ファクタリング対象債務者が、自らまたは第三者を利用して第15条第2項各号に該当する行為を行ったことがないこと。
- (n) その他、当該でんさいに瑕疵がないこと。
- (18) 指図権
お客さまがでんさい買取人の代理人たる当行に対して期日前資金化の申込方法について指図する権限をいいます。
- (19) 窓口金融機関
お客さまがでんさいの利用に関する契約を締結している金融機関をいいます。
- (20) 銀行営業日
銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 15 条第 1 項に規定する銀行の休日を除く日をいいます。
- (21) お客さま番号
当行が、本サービスを利用するそれぞれのお客さまを特定するために付与する番号をいい、法人または個人事業主毎にお客さま番号は一つとします。お客さまが、(a)でんさいの利用に関する契約を締結している場合は、でんさいネットがお客さまに付与するでんさいネット利用者番号を用いるものとし、(b)でんさいの利用に関する契約を締結していない場合は、当行が付与する番号を用いるものとします。なお、お客さまが複数の入金口座を指定して本サービスを利用する場合でも、お客さま番号は一つとします。誤って複数のお客さま番号が付与された場合は、最初に付与されたお客さま番号に統一されるものとします。また、法人たるお客さまが合併した場合は、存続会社のお客さま番号に統一されるものとします。
- (22) でんさいお預かり口座
当行がお客さまに本サービスを提供するために、お客さまの入金口座毎に当行名義で開設する預金口座をいいます。
- (23) でんさいお預かり人情報
本サービスの提供者たる当行をお預かり対象でんさいの債権者として電子記録の請求を行なうための情報であって、でんさいお預かり口座および本サービスで用いる当行所定のでんさいネット利用者番号を総称しています。
- (24) ValueDoor
当行所定の ValueDoor 利用規定に基づき当行が提供する「法人会員制インターネット窓口 ValueDoor」にて提供するサービスをいいます。
- (25) 消費税
消費税および地方消費税を総称しています。

第3条 (本サービスの内容等)

1. 本サービスの内容

- (1) 収納代行サービス
当行がお預かり対象でんさいについてファクタリング対象債務者から決済資金を受領することにより、お客さまに代わって当該でんさいに係る原因債権の支払期日にファクタリング対象債務者からの原因債権の支払を代理受領し(当該時点で当該原因債権は消滅するものとします)、かかる決済資金から収納代行手数料を控除した後の金額(以下「決済資金(収納代行手数料控除後の金額)」といいます)を銀行送金によりお客さまにお引渡しするサービスをいいます。なお、いかなる意味においても、当行がファクタリング対象債務者に対する支払請求、支払督促その他能動的な取立活動を行なうものではありません。
- (2) でんさいファクタリングサービス
個別のでんさいファクタリング契約が成立した場合に当行がお客さまに代わって資金化申込でんさいをでんさい買取人に譲渡とともに、でんさい買取人が当該でんさいの割引料等控除前の債権金額相当額の原因債権に係る債務につき併存的債務引受(内部負担割合はファクタリング対象債務者が 100%、でんさい買取人が 0% とします)をし、その債務の期日前弁済として、でんさい買取

金相当額から割引料等を控除した後の金額(以下「買取代金(割引料等控除後の金額)」といいます)を、当該原因債権の支払期日前にでんさい買取人より直接お客さまに対しお支払いするサービスをいいます。

(3) 引出サービス

当行によるお預かり対象でんさいに関する収納代行サービスの完了前に、窓口金融機関との間ででんさいの利用に関する契約を締結しているお客さまからの請求により、かかるお預かり対象でんさいに關し、当行を譲渡人とし、お客さまを譲受人とする譲渡記録の請求(ただし、当行を譲渡保証人とする譲渡保証記録を伴わないもの)を行うサービスをいいます。

2. 利用可能な地理的範囲

本サービスは日本国内のみで利用するものとします。

3. サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は、当行所定の取扱日・取扱時間とします。ただし、当行は、この取扱日・取扱時間をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

4. 手数料

本サービスの利用に当たっては、当行またはでんさい買取人所定の手数料(本規程とは別に定める手数料を含みますが、これに限りません)および各自にかかる消費税が必要となる場合があります。なお、当行およびでんさい買取人は、お客さまに通知することなくこれらの手数料を変更する場合があります。

当行およびでんさい買取人は、上記の手数料、送金時の振込手数料および各自にかかる消費税を、(i) お客さまが収納代行サービスを利用される場合には、当行が第6条第3項に従いお客さまに送金するでんさいの決済資金の額から差し引く方法により、(ii) お客さまがでんさいファクタリングサービスを利用される場合には、でんさい買取人が第11条第1項に従いお客さまに送金するでんさい買取代金相当額の額から差し引く方法により、(iii) その他、当行またはでんさい買取人所定の方法により、それぞれお客様から支払を受けるものとします。なお、(i) または(ii) の場合で、手数料額および各自にかかる消費税額が、第6条第3項または第11条第1項に従いお客さまに送金される金額を上回る場合には、当行およびでんさい買取人は、当該手数料額および各自にかかる消費税額を、次回の送金時に当該送金の額から差し引く方法によりお客さまから支払を受けるものとします。かかる送金時に差し引くことができない場合には、お客さまは、当行もしくはでんさい買取人所定の方法または当行もしくはでんさい買取人の請求に応じ、銀行送金の方法または当行もしくはでんさい買取人所定の方法により、手数料額および各自にかかる消費税を支払うものとします。

5. お客さまの属性

- お客さまは、本規程で定められた要件を満たし、当行所定の審査を経た法人または個人事業主に限るものとします。
- お客さまは、本サービス利用開始前に、当行との間で次条に基づき本サービスの有効な利用者登録を有している者で、かつ、ファクタリング対象債務者との間でファクタリング対象債務者との間の原因債権の(狭義の)支払のために本サービスを利用することを合意している者に限るものとします。

第4条 (本サービスの利用開始)

- お客さまは、本サービスの利用に当たっては、当行との間で当行所定の「でんさいお預かり・ファクタリングサービス等利用者登録規程」に基づく本サービスの有効な利用者登録を有し、お預かり対象でんさいの決済資金、でんさい買取代金等の入金口座(以下「入金口座」といいます)等を届出済みで、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号)等の関係法令(以下「犯罪収益移転防止法等」といいます)に基づく取引時確認(以下「取引時確認」といいます)等、当行所定の審査を経ていることを、本サービスの利用開始の条件とします。
- 当行は、お客さまに対して当行所定の方法により本サービスの利用開始を通知します。当行が、当該通知を行い、お客さま本人が当該通知を受領したときから、当行との間で本サービスの利用契約(以下「本利用契約」といいます)の効力が発生するものとします(以下かかる効力の発生日を「本利用契約の効力発生日」といいます)。

第5条 (本サービスの利用方法)

お客さまは、本サービスを、以下のいずれかの方法により利用するものとします。

1. ファクシミリ

- (1) 利用条件
ファクシミリを用いて本サービスを利用する場合には、お客さまは当行に対し、あらかじめファクシミリ番号を届け出るものとします。
- (2) 本人確認
当行が採番したお客さま番号と、ファクシミリにより送信された書面に記載されたお客さま番号が一致した場合は、当該お客さまからの正当な依頼があったものとみなし、これによりお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。
2. インターネットに接続されている当行所定の環境を備えた端末
 - (1) 利用条件
インターネットに接続されている当行所定の環境を備えた端末(以下「端末」といいます)を用いて本サービスを利用する場合は、ValueDoorを申し込み、当行所定の方法により、ValueDoorの管理専用ID、および本サービスを利用するお客さま毎の利用者IDを取得しておくことが必要となります。
 - (2) 権限設定
端末を用いて本サービスの利用を開始するに当たっては、お客さまはValueDoorの管理専用IDにて当行所定の方法により、利用者IDごとに本サービスの利用者権限を設定・変更(本サービスの管理の設定(以下「セキュリティ設定」といいます)・変更も含みます)するものとします。また、本サービスを利用するための利用者IDの権限の一部については、セキュリティ設定の権限を付与されたお客さまが、当行所定の方法で設定・変更するものとします。
 - (3) 本人確認
端末を用いた本サービスの利用にあたっては、当行所定のValueDoor利用規定に定める当行所定のValueDoor認証の方法による本人確認が必要となります。
3. でんさいお預かり人情報の通知
当行は、必要に応じ、お客さまにでんさいお預かり人情報を通知します。お客さまは、必要に応じてでんさいお預かり人情報をファクタリング対象債務者に通知し、本サービスを利用することができます。
4. その他
お客さまは、第1項および第2項に規定される方法のほか、当行所定の方法により本サービスを利用することができます。その場合、当行所定の方法による本人確認が必要となります。

第二章 収納代行サービス

第6条 (収納代行サービスの利用)

1. ファクタリング対象債務者を代理人とする電子記録請求およびファクタリング対象債務者情報の届出
お客さまは、収納代行サービスの利用にあたり、当行所定の委任状にて、ファクタリング対象債務者を自らの代理人としてお預かり対象でんさいの発生記録の請求を行わせるものとします。お客さまの代理人たるファクタリング対象債務者がかかる電子記録の請求を行うに先立ち、お客さまは、あらかじめファクタリング対象債務者情報を当行宛に当行所定の方法により届け出るものとします。
2. でんさいの発生記録の請求の受付および個別の収納代行サービス利用契約の成立
 - (1) ファクタリング対象債務者は、でんさいファクタリング支払サービス利用契約に従い、当行との間で合意した期限(支払基準日から起算するものとします)までに発生記録請求データを送信し、当行のインターネットサービス内での専用画面においてお預かり対象でんさいの発生記録の請求の承認を行い、かつ、でんさいネットに対し、業務規程等に従い、当該発生記録に関し、自己の電子記録義務者の請求(予約請求)にあわせ、当行の代理人として電子記録権利者の請求(予約請求)を行うものとします。
 - (2) 当行が、でんさいネットを経由して、ファクタリング対象債務者より前号のお預かり対象でんさいの発生記録の請求の通知を受領した場合、当行は、ただちにお預かり対象でんさい情報を含む当行所定の内容をお客さまに通知するものとします。
 - (3) お客さまは、当行からの前号の通知内容を確認し、異議がある場合には当行に対し、ファクタリング対象債務者による発生記録の請求が行われた日から2銀行営業日以内に、お預かり対象でんさい情報に関する異議の内容を特定のうえ、当行所定の方法で通知を行うものとします。なお、お客さまは、当行に通知を行う前に、ファクタリング対象債務者に対し、かかる異議の内容を通知するものとします。
 - (4) 当行は、お客さまからの前号の異議内容および業務規程等に従い、でんさいネットに対し、発生記録の請求(予約請求)の取消または

発生記録を削除する旨の変更記録の請求を行うものとします。この場合において、当行はお客さまに当行所定の手数料およびこれに係る消費税を請求することができます。ただし、当該お預かり対象でんさいの全部または一部が資金化申込でんさいとなっていた場合には、第19条第4項に基づく当該資金化申込でんさいの処理を行ったうえで、かかる請求(予約請求)の取消または変更記録の請求が行われるものとします。

- (5) 当行が第(3)号に規定する期限内にお客さまからの通知を受領しなかった場合には、第(2)号に規定するでんさいの発生記録の内容に従い、お客さま、ファクタリング対象債務者および当行の三者間で、支払基準日においてお預かり対象でんさいに係る原因債権についての収納代行サービスの利用契約(以下「個別の収納代行サービス利用契約」といいます)が成立したものとみなし(かかる成立日を以下「個別の収納代行サービス利用契約の成立日」といいます)、お客さまは、第(1)号および第(2)号に従って、お預かり対象でんさいの発生記録の請求(予約請求)がなされたことを追認いたします。
- (6) お預かり対象でんさいについて個別の収納代行サービス利用契約が成立した場合、お客さまは、当該お預かり対象でんさいに係る原因債権を自ら行使(当該原因債権を自働債権とする相殺の意思表示をすることを含みます)してはならないほか、当該原因債権を譲渡、担保設定その他の方法で移転させてはならないものとします。
3. でんさいに係る決済資金の代理受領および引渡し
当行がファクタリング対象債務者よりお預かり対象でんさいの決済資金を受領した場合、お客さまは、当該お預かり対象でんさいに係る原因債権が消滅したことによる異議なく承諾するものとし、当行は、遅滞なく当該決済資金(収納代行手数料控除後の金額)を、お客さまが届け出た入金口座に送金手続をするものとします。

第三章 でんさいファクタリングサービス

第7条 (でんさいファクタリングに関する基本合意)

1. お客さま、ファクタリング対象債務者、でんさい買取人および当行の四者間における、本章の各規定に基づく合意(以下「でんさいファクタリング基本合意」といいます)および個別でのんさいファクタリング契約に基づくでんさいの売買は、お客さまによる、(i)でんさい買取人および当行への期日前資金化の申込みと、(ii)でんさい買取人をして当該でんさいの割引料等控除前の債権金額相当額の原因債権に係る債務につき併存的債務引受(内部負担割合はファクタリング対象債務者が 100%、でんさい買取人が 0%とします)をさせた上での当該債務の期限前弁済の申込みに対して、でんさい買取人および当行が個別にこれらを承諾することを前提として成立します。かかるでんさいの売買は、でんさいファクタリング基本合意および個別でのんさいファクタリング契約に定められた条件に従って、真正な売買を構成するとの意図により行われるものとします。
2. お客さまおよびでんさい買取人は、でんさいファクタリング基本合意が、お客さま、でんさい買取人および当行の三者間で次条に従い個別でのんさいファクタリング契約が成立した場合において、当行がお客さまに対し提供するでんさいファクタリングサービスに関する基本的な合意であり、個別でのんさいファクタリング契約成立前でんさい買取人が当行より資金化申込でんさいを買い取り、併存的債務引受の債務の履行として、でんさい買取人金相当額(割引料等控除後の金額)をお客さまに支払うことを約束するものではないことをここに確認します。
3. でんさいファクタリング基本合意のいかなる規定にもかかわらず、でんさい買取人はでんさいファクタリング基本合意により資金化申込でんさいの買い取りの義務を負うものではなく、資金化申込でんさいの売買は、お客さまによる期日前資金化の申込みに対し、でんさい買取人がその都度審査を行い、専らその裁量によって個別にこれを承諾することで、次条に従い個別でのんさいファクタリング契約が成立した場合に限ってなされるものとします。

第8条 (個別でのんさいファクタリング契約)

1. お客さまは、お預かり対象でんさいの債権金額の一部または全額について、支払基準日(同日を含みます)以降次条に定める条件の範囲内で任意の銀行営業日を希望日(以下「期日前資金化希望日」といいます)として、当行所定の期限までに、でんさい買取人および当行に対し、(i)期日前資金化と、(ii)でんさい買取人をして当該でんさいの割引料等控除前の債権金額相当額の原因債権に係る債務につき併存的債務引受(内部負担割合はファクタリング対象債務者が

- 100%、でんさい買取人が0%とします)をさせた上での当該債務の期限弁済をあわせて申し込むことができます。ただし、期日前資金化希望日は、お預かり対象でんさいの支払期日の7銀行営業日以上前の日とします。かかる申込みによって、お客さまは当行に対し、申込みの対象としたお預かり対象でんさいにつき、当該原因債権に係る債務につき併存的債務引受をするでんさい買取人との間で売買契約を成立させるための権限を付与したものとみなされます。でんさい買取人および当行がお客さまからの本項に定める申込みを承諾することで、お客さまは、でんさい買取人からでんさい買取代金相当額(割引料等控除後の金額)の支払を受けることができます(以下、本項に定める(i)および(ii)を総称して「期日前資金化」といいます)。
2. 当行がお客さまから期日前資金化の申込みを受け付けた場合、以下のとおり資金化申込でんさいに関する電子記録の請求を取り扱います。
- (1) お客さまがお預かり対象でんさいの全部について一度に期日前資金化を希望する場合には、当行はでんさいネットに対し、業務規程等に従い、でんさい買取人を譲受人とする、資金化申込でんさいの全部の譲渡記録の請求を行います。
 - (2) お客さまがお預かり対象でんさいの金額の一部につき期日前資金化を希望する場合には、当行はでんさいネットに対し、業務規程等に従い、お客さまが指定する期日前資金化申込金額を債権金額として、お預かり対象でんさいの分割記録の請求を行うとともに、お預かり対象でんさいの分割により新たに電子記録が作成された分割後のでんさいについて、でんさい買取人を譲受人とする譲渡記録の請求を行います。
 - (3) 前各号で行う各譲渡記録の請求に随伴する、お客さままたは当行を譲渡保証人とする譲渡保証記録の請求は行いません。また、期日前資金化希望日を記録日とし、期日前資金化希望日(同日を含みます)までに各譲渡記録の請求を行います。
3. お客さまからの期日前資金化の申込みに対するでんさい買取人および当行の承諾は、お客さまからかかる申込みの取消・撤回等の申出が無い限り、期日前資金化希望日当日に行います。この承諾をもって、お客さま、でんさい買取人および当行間で、でんさい買取人が資金化申込でんさいの割引料等控除前の債権金額相当額の原因債権に係る債務につき併存的債務引受(内部負担割合はファクタリング対象債務者が100%、でんさい買取人が0%とします)し、同債務の期日前弁済として、当行から買い取った当該資金化申込でんさいの買取代金相当額(割引料等控除後の金額)をお客さまに支払うことの合意(以下「個別のでんさいファクタリング契約」といいます)が成立したるものとみなします(かかる成立日を以下「個別のでんさいファクタリング契約の成立日」といいます)。
4. お客さま、ファクタリング対象債務者、でんさい買取人および当行は、買取でんさいが、第1項に従いでんさい買取人が併存的債務引受に係る期日前弁済により取得するファクタリング対象債務者に対する求債権の(狭義の)支払のために発生記録されたものとして取り扱われること、でんさい買取人が買取でんさいについてファクタリング対象債務者から全額決済を得た場合には当該求債権は同時に消滅することを、それぞれ確認します。

第9条 (期日前資金化の申込方法および取扱い)

1. お客さまが期日前資金化を希望する場合、お預かり対象でんさいに係る申込みについては以下(1)または(2)のいずれかの方法により行うものとします。
- (1) 包括方式
 - ① お客さまは、でんさい買取人の代理人たる当行宛に、当行所定の書面の提出、インターネットサービスによる当行所定の操作または当行指定の方法により、当行所定の期限までに、以下の内容を指定の上で期日前資金化を申し込みます。でんさい買取人および当行はお客さまのかかる期日前資金化の申込みについて、包括的に取り扱います。
 - (a) 期日前資金化希望日(本号の文脈においては、以下「包括扱支払日」といいます)

支払基準日(同日を含みます)以降お預かり対象でんさいの支払期日(同日を含みます)までの期間のうち、(i)任意の暦日(ただし、同日が29日、30日または31日である場合で、かかる暦日が存在しない暦月においては、当該暦月の末日を指定したものとみなされます)、または(ii)お預かり対象でんさいの発生記録日、のいずれかを指定するものとします。

ただし、包括扱支払日は、お預かり対象でんさいの支払

- 期日の7銀行営業日以上前の日とします。
- (b) 期日前資金化の希望金額(割引料等控除前の金額)。お預かり対象でんさいの債権金額全額、またはお客さまの指定する任意の金額(ただし、1万円以上とします)のいずれかとします。
- ② お客さまが指定する包括扱支払日が銀行営業日でない場合には、以下のとおり取扱います。
- (a) 上記①(a)(i)の任意の暦日を包括扱支払日として指定した場合

包括扱支払日を、直前の銀行営業日に繰り上げるか、または直後の銀行営業日に繰り下げるものとし、お客さまは、申込時にそのいずれかを選択するものとします。
 - (b) 上記①(a)(ii)の発生記録日を包括扱支払日に指定した場合

当該発生記録日の翌銀行営業日を包括扱支払日として取り扱います。
- ③ でんさい買取人および当行は、お客さまのお預かり対象でんさいの発生記録日(同日を含みます)から最初に到来する包括扱支払日を期日前資金化希望日として期日前資金化の申込みが行われたものとして取り扱います。
- ④ お客さまは、上記の包括扱支払日を含む包括方式の条件等の変更を希望する場合、当行所定の方法および期限までに当行に対して変更の手続を行ふものとします。かかる変更の効力は、お客さまによる当該変更通知の対象とされた包括扱支払日以降に生じるものとします。
- (2) 個別方式
- ① お客さまは、でんさい買取人および当行宛に、当行所定の書面の提出、インターネットサービスによる当行所定の操作、または当行指定の方法により、当行所定の期限までに、以下の内容を指定の上で期日前資金化を申し込みます。でんさい買取人および当行は、お客さまのかかる期日前資金化の申込みについて、お客さまからの個別の申込みに応じてその度に取り扱います。
 - (a) 期日前資金化を申込むお預かり対象でんさいの記録番号。
 - (b) 期日前資金化希望日(本号の文脈においては、以下「個別扱支払日」といいます)。

支払基準日(同日を含みます)以降お預かり対象でんさいの支払期日(同日を含みます)までの期間のうち、お預かり対象でんさいの支払期日の7銀行営業日前(同日を含みます)までの銀行営業日とします。
 - (c) 期日前資金化の希望金額(割引料等控除前の金額)。お預かり対象でんさいの債権金額全額、またはお客さまの指定する任意の金額(ただし、1万円以上とします)のいずれかとします。
 - ② お客さまは、当行所定の書面をファクシミリにより提出する場合、当行が認めたファクシミリ通信サービスにより送信するものとします。また、お客さまが当行に対し、あらかじめインターネットサービスの利用の申込みを行っている場合で、ファクシミリにより個別方式での期日前資金化の申込みを行う必要があるときには、お客さまは、事前に電話で当該事態を当行に連絡するものとします。
2. お客さまが前項の規定に従い期日前資金化の申込みを行った場合において、お客さまが指定した期日前資金化の希望金額(割引料等控除前の金額)が当該お預かり対象でんさいの債権金額を上回る場合には、当該お預かり対象でんさいの債権金額全額について期日前資金化の申込みがあったものとみなし、当行は資金化申込でんさいとして譲渡記録を請求し、でんさい買取人はお客さまに対し、でんさい買取代金相当額(割引料等控除後の金額)を支払うものとします。お客さまはかかる取扱いに關し、でんさい買取人および当行に対して異議を申し立てることができないものとします。
- 他方、お客さまが指定した期日前資金化の希望金額(割引料等控除前の金額)が当該お預かり対象でんさいの債権金額総額に満たない場合には、資金化申込でんさいの分割記録および譲渡記録の後に残存する当該お預かり対象でんさいに關する個別方式による期日前資金化(または第12条に従つた引出サービス)の申込みは、当該分割記録日および譲渡記録日(同日を含みます)以降に可能となります。
3. お客さまは、お預かり対象でんさいの債権金額の一部金額については包括方式により、残金額については個別方式により、それぞれ期日

- 前資金化を申し込むことができます。
4. お預かり対象でんさいの全部または一部について期日前資金化が行われることなく当該でんさいの支払期日が到来する場合、収納代行サービスにより当該お預かり対象でんさいの決済がなされます。

第10条 (期日前資金化の申込み重複時の取扱い)

1. お客さまが、同一のお預かり対象でんさいに関し、包括方式および個別方式による期日前資金化の申込書を重複して提出し(インターネットサービスによる期日前資金化の申込みを含みます)、かつ、当該申込みで指定された個別支払日および包括支払日が異なる日にわたる場合には、でんさい買取人および当行は、常に個別方式により受けた当該申込みを優先的に取り扱うものとし、この優先的取扱いを受ける申込みで指定された個別支払日に期日前資金化を行うものとします(当該個別支払日および包括支払日の先後の如何を問いません)。
- 個別方式に係る期日前資金化の希望金額(割引料等控除前の金額)が当該お預かり対象でんさいの債権金額総額に満たない場合、資金化申込でんさいの分割記録および譲渡記録の後に残存する当該お預かり対象でんさいに関する包括方式での期日前資金化の取扱いは解除されます。
2. 個別方式が指定された場合において、お客さまが、同一のお預かり対象でんさいに関し、個別方式による複数の期日前資金化の申込書を重複して提出した場合(インターネットサービスによる期日前資金化の申込みを含みます)には、当行は以下のとおり取り扱います。
- (1) まず、インターネットサービスを通じて受けた申込みをファクシミリによる申込みに優先させるものとします。ただし、既にファクシミリによる申込みの処理が完了している場合はこの限りでありません。
 - (2) 次に、インターネットサービスを通じて受けた複数の申込み同士やファクシミリによる申込み同士が重複した場合は、当該各申込みをお客さまより受け付けた日時の早いものから優先的に取り扱うものとします。この優先的取扱いを受ける申込みで指定された個別方式支払日に、当該お預かり対象でんさいの一部について期日前資金化の申込みがなされたものとみなし、当行は、かかる期日前資金化の手続を実施するものとします(当該申込みにおいて指定された個別方式支払日の先後の如何を問いません)。この場合、でんさい買取人および当行は、期日前資金化希望額の合計額が、明細通知に記載された当該お預かり対象でんさいの債権金額全額に満たるまで期日前資金化の取扱いを行ふものとし、当該明細通知記載のお預かり対象でんさいの債権金額全額を超える部分については期日前資金化の取扱いを行いません。お客さまはかかる取扱いに関し、でんさい買取人および当行に対し異議を申し立てることができないものとします。

第11条 (でんさい買取代金の支払)

1. でんさい買取人は、成立した個別でのんさいファクタリング契約に基づき、期日前資金化希望日に、資金化申込でんさいの買取代金相当額として、資金化申込でんさいの債権金額から割引料等を控除した金額を、併存の債務引受した当該でんさいの原因債権に係る債務の期限前弁済として、お客さまに対し支払います。
2. でんさい買取人は、当行から提供された情報に基づき、お客さまの入金口座でんさい買取代金相当額(割引料等控除後の金額)を振込送金するものとし、お客さまがでんさい買取代金相当額(割引料等控除後の金額)を受領した場合、お客さまは、資金化申込でんさいの割引料等控除前の債権金額相当額の原因債権が消滅したことに異議なく承諾するものとします。また、でんさい買取人は、前項に基づく控除によりお客さまから收受した収納代行手数料相当額を当行に引き渡すものとします。
3. 個別のでんさいファクタリング契約の成立にかかわらず、以下の場合、でんさい買取人は、資金化申込でんさいに係るでんさい買取代金相当額(割引料等控除後の金額)の支払を拒否することができます。この場合、当該個別でのんさいファクタリング契約は、その成立日に遡って効力を失い、当該資金化申込でんさいに係る権利義務の当行からでんさい買取人への移転は生じないものとします。具体的には、当該資金化申込でんさいに係るでんさい買取人への譲渡記録が完了する前においては、当行がでんさいネットに対し、業務規程等に従い、当該譲渡記録の請求(予約請求)の取消を請求し、当該譲渡記録が完了した後においては、でんさい買取人がでんさいネットに対し、業務規程等に従い、当該資金化申込でんさいについて、当該譲渡記録の全部を削除する旨の変更記録もしくはでんさい預かり人たる

当行を譲受人とする譲渡記録の請求を行うものとします。

- (1) でんさいファクタリング基本合意および当該個別でのんさいファクタリング契約上の表明および保証、義務、確約ならびに承諾事項についてお客さまが違反する事由が存在すること。
- (2) 金融市场の混乱その他の理由により、でんさい買取人が借入れ、自ら買い受けた資金化申込でんさいの再譲渡、その他の方法をもって資金調達を行えないこと。
- (3) その他、でんさい買取人が当該資金化申込でんさいを買い受けないことが合理的と判断する事由が存在すること。

第四章 引出サービス

第12条 (引出サービスの利用)

1. 利用条件

お客さまが窓口金融機関との間ででんさいの利用に関する契約(債権者として利用可能な契約)を締結し、当該でんさいの利用に関する契約が有効に存続していること、ならびに第25条第1項に基づき、お客さまが当行でんさいネット利用者番号を届出済で、当該利用者番号が有効であることを引出サービスの利用条件とします。

また、でんさいネットが提供している指定許可機能を、お客さまの窓口金融機関が取り扱っている場合は、当行を譲渡記録の指定許可先とする旨の登録手続が完了していることが必要となります。
2. 引出サービスの利用
 - (1) 前項の利用条件を充足しており、かつ、引出サービスの利用を希望するお客さまは、当行に対して、支払基準日(同日を含みます)以降お預かり対象でんさいの支払期日(同日を含みます)までの期間のうち、お預かり対象でんさいの譲渡を希望する日(以下「引出希望日」といいます)を含む以下の内容を指定の上、当行所定の方法で当行所定の期限までに申し出ることにより、当行に対してお預かり対象でんさいの(一部の場合は分割後の)譲渡記録を求めるものとします。ただし、引出希望日は、お預かり対象でんさいの支払期日の7銀行営業日以上前の日とします。
 - (a) 引出サービスを申し込むお預かり対象でんさいの記録番号。
 - (b) 引出サービスの希望金額。
お預かり対象でんさいの債権金額全額、またはお客さまの指定する任意の金額(ただし、1万円以上とします)のいずれかとします。
 - (c) お客さまが譲受を希望する決済口座情報。
 - (2) 当行は、でんさいネットに対し、前号の申出および業務規程等に従い、お預かり対象でんさいについてお客さまを譲受人(ただし、当行に届出済のお客さまでんさいネット利用者番号宛とします)とする(一部の場合は分割後の)譲渡記録の請求を行ふものとします。この場合、当行は、当行を譲渡保証人とする譲渡保証記録の請求は行わないものとします。
3. その他
 - (1) 引出サービスは、お預かり対象でんさいのうち、第9条第1項に従った期日前資金化の申込みの対象となっていない部分に限り、利用することができます。
 - (2) お客さまが前項の規定に従い引出サービスの申込みを行った場合において、お客さまが指定した引出サービスの希望金額が当該お預かり対象でんさいの債権金額を上回る場合には、当該お預かり対象でんさいの債権金額全額について引出サービスの申込みがあつたものとみなし、当行はお客さまに対し、前項第(2)号に従った譲渡記録の請求を行ふものとします。お客さまはかかる取扱いに関し、当行に対して異議を申し立てることができないものとします。他方、引出サービスの希望金額が当該お預かり対象でんさいの債権金額総額に満たない場合には、引出サービスの対象となるでんさいの分割記録および譲渡記録の後に残存する当該お預かり対象でんさいに関する引出サービス(または第9条第1項第(2)号に従った個別方式による期日前資金化)の申込みは、当該分割記録日および譲渡記録日(同日を含みます)以降に可能となります。
 - (3) 引出サービスにより当行からお客さまに(一部の場合は分割後の)譲渡記録されたでんさいについては、以後、でんさいネットおよび窓口金融機関が定める各種利用規程に基づいて処理され、当該譲渡記録後、当行はかかるでんさいの取扱いについて関与しないものとします。

第五章 表明、保証、義務、確約および承諾事項

第13条 (お客さまの表明および保証)

- お客さまは、でんさい買取人および当行に対し、以下の全ての事項が、本利用契約の効力発生日、各収納代行サービス利用契約の成立日、お預かり対象でんさいの各支払期日、各個別でのんさいファクタリング契約の成立日、各期日前資金化希望日、各でんさい買取代金相当額(割引料等控除後の金額)の受領日および各引出希望日において真実に相違ないことを表明および保証します。
 - お客さまに当行所定の「でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用者登録規程」に基づく契約、本利用契約ならびに同契約に基づき成立する各収納代行サービス利用契約、各個別のでんさいファクタリング契約その他の合意(以下総称して「本利用契約等」といいます)上の表明、保証、義務、確約または承諾事項に違反する事由が存しないこと。
 - お客さまによる本利用契約等の締結または効力発生および義務の履行が、(i) (法人たるお客さまの場合) お客さまの法人の目的の範囲内の行為で、法令上および内部規則上必要とされる一切の手続を履践しており、(ii) (個人事業主たるお客さまの場合) お客さまの意思能力または行為能力の制限ゆえに無効または取消となるおそれもなく、(iii) お客さまの有効かつ拘束力を有する義務を構成し、かつ執行可能なものであり、かつ、(iv) 第三者の許認可、承諾、同意等が要求されることではなく、かつ、法令、規則、通達、命令、またはお客さまを当事者とする第三者との間の契約等に違反するものではないこと。
 - お客さまを当事者とする本利用契約等上の義務の履行を妨げるいかなる訴訟、仲裁、調停および行政上の手続も係属しておらず、また、そのおそれもないこと。
 - 第18条第3項乃至第5項に定める事由、その他お客さまの財務・営業状態に重要な悪影響を及ぼす事由が存しないこと。
 - お客さまが支払停止または支払不能ではなく、本利用契約等の締結または効力発生および義務の履行により、支払不能に陥るものではないこと。
- お客さまは、でんさい買取人および当行に対し、以下のうち(1)については各資金化申込でんさいに係るでんさい買取代金相当額(割引料等控除後の金額)の受領日において、(2)および(3)については各資金化申込でんさいに係る期日前資金化希望日およびでんさい買取代金相当額(割引料等控除後の金額)の受領日において、それぞれ真実に相違ないことを表明および保証します。
 - 当該資金化申込でんさいが適格要件を全て満たしていること。
 - お客さまを当事者とする当該資金化申込でんさいに係る個別のでんさいファクタリング契約の履行を妨げるいかなる訴訟、仲裁、調停および行政上の手続も係属しておらず、また、そのおそれも存しないこと。
 - 資金化申込でんさいの当行からでんさい買取人への譲渡が、仮にお客さまからでんさい買取人への譲渡と仮定した場合、当該譲渡はお客さまの正常な取引であり、自己の債権者を詐害する意図その他不法の意図に基づいて行われるものではなく、当該譲渡について、隠匿、無償の供与その他のお客さまの債権者を害する処分をする意思を有していないこと。

第14条 (お客さまの義務)

- お客さまは、資金化申込でんさい、当該でんさいに係る原因債権およびこれらに付随する一切の権利につき、商取引契約の解除、取消、条項の変更、免除、放棄、または第三者に対する譲渡、担保権設定等の、資金化申込でんさいが適格要件を満たさなくなる処分、その他資金化申込でんさいに係るでんさい買取人の権利を害するおそれのある一切の行為を行わないものとします。
- お客さまは、でんさい買取人から資金化申込でんさいに係る原因債権の期限前弁済を受けた後も、お客さまが当該原因債権に係る商取引契約上その取引先に対して負担する一切の債務につき引き続き履行責任を負うものとし、でんさい買取人はかかる債務を一切引き受けないものとします。
- お客さまは、本利用契約の有効期間中、収納代行サービス利用契約を解約せずまたは解除させずに有効に存続させ、収納代行サービスの利用者としての地位を維持するものとします。ただし、お預かり対象でんさいが資金化申込でんさいとなった場合における収納代行サービス利用契約の自動解除についてはこの限りではありません。
- お客さまは、本利用契約の有効期間中、自らに以下の事由が発生した場合または発生するおそれがある場合は、遅滞なくでんさい買取人

および当行に報告するものとします。

- 前条各項に違反する事由、次条各項に違反する事由または第18条第3項乃至第5項に定める事由。
- お預かり対象でんさいに係る商取引契約、当該でんさいに係る原因債権の発生過程、管理方法および回収過程等の変更等。
- お預かり対象でんさいに係る商取引契約に関し、デフォルト事由の発生、その他お預かり対象でんさいの回収が著しく困難となる事由。
- 住所、商号、代表者等の変更。

第15条 (反社会的勢力の排除)

- お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「反社会的勢力」といいます)のいずれにも該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をし、反社会的勢力の維持運営に積極的に協力していると認められる関係を有すること。
 - 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為。
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行もしくはでんさい買取人の信用を毀損し、または当行もしくはでんさい買取人の業務を妨害する行為。
 - その他前各号に準ずる行為。
- でんさい買取人および当行は、お客さまが、反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何ら催告することなく、本利用契約等の全部を解除することができるものとし、お客さまはこれに異議を申し出ないものとします。この場合、未払手数料等があれば、お客さまは所定の期日にかかわらず、ただちに未払手数料等を支払うものとします。
- お客さまは、自らの下請業者または再委託先業者(下請または再委託が数次にわたるときには、その全てを含みます。以下同様とします)が反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約し、また、当該業者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
- お客さまは、自らの下請業者または再委託先業者が、反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合には、ただちに当該業者との契約を解除し、またはその他の必要な措置を執るものとします。
- でんさい買取人および当行は、お客さまが、正当な理由なく前項の規定に違反した場合には、何ら催告することなく、本利用契約等の全部を解除することができるものとし、お客さまはこれに異議を申し出ないものとします。
- 第3項および前項の規定により、本利用契約等を解除されたお客さまに損害が生じた場合であっても、でんさい買取人および当行はその責任を負いません。また、当行またはでんさい買取人に損害が生じた場合は、お客さまがその責任を負うものとします。
- 本利用契約が本条に基づき解除された場合、解除後のお預かり対象でんさいの処理については、第19条各項の規定が適用されるものとします。

第16条 (お客さまの承諾事項)

- お客さまは、でんさい買取人の全ての借入れ(個別でのんさいファクタ

リング契約に関連する借入れに限られません)が全額返済された日から1年と1日が経過するまでの間、でんさい買取人について、事由の如何を問わず、破産手続開始、更生手続開始、特別清算開始、再生手続開始または特定調停その他適用ある倒産手続の申立てを一切行わないものとします。

- でんさいファクタリング基本合意および個別でのんさいファクタリング契約に基づくでんさい買取人の義務は法人としての義務であり、でんさい買取人の取締役、役員、従業員、株主または関係者には及ばず、買取でんさいおよびこれに付随するでんさい買取人の一切の権利、およびこれら財産の処分により得られる代わり金(以下、これらを総称して「責任財産」といいます)のみを引き当てとするものであって、かかる義務の引き当てはでんさい買取人の有する他の財産に及ばないものとし、お客さまはこれを了承します。でんさい買取人が責任財産の全てをもってお客さまに対する債務の支払に充当した後でんさいファクタリング基本合意および個別でのんさいファクタリング契約に基づくお客さまでのんさい買取人に対する債権が残存する場合には、お客さまは当該残存する部分を放棄するものとします。
- お客さまは、でんさいファクタリング基本合意および個別でのんさいファクタリング契約に基づくでんさい買取人に対して取得する債権の満足を図るために、責任財産以外のでんさい買取人のいかなる資産についても強制執行および保全処分の申立を行わないものとし、かかる強制執行および保全命令を申立てる権利を放棄します。

第六章 契約の有効期間、終了および停止

第17条 (本利用契約の有効期間)

本利用契約の有効期間は、本利用契約が別段の規定に基づき早期に終了しない限り、本利用契約の効力発生日以降で最初に到来する12月末日までとし、期間満了の3ヶ月前までにお客さま、ファクタリング対象債務者、でんさい買取人または当行から特に申出のない場合に限り、有効期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第18条 (本利用契約等の解約、終了)

1. 解約または解除の意思表示の受領権限

お客さまはファクタリング対象債務者に、でんさい買取人は当行に、それぞれ本項をもって、本条に定める解約または解除の意思表示を受領する権限をここに付与するものとし、かかるファクタリング対象債務者および当行の権限は、それぞれファクタリング対象債務者または当行の書面による承諾がない限り、事由の如何を問わず一切変更・撤回等できないものとします。ファクタリング対象債務者および当行が、かかる解約または解除の意思表示を本利用契約の他の当事者より受領した場合には、当然にお客さままたはでんさい買取人に対する解約または解除の意思表示としての効力を生ずるものとします。

2. 本利用契約の都合解約

お客さま、ファクタリング対象債務者、でんさい買取人および当行は、互いに他の当事者に対し3ヶ月以上前に書面による通知をなすことにより、本利用契約を解約することができます(なお、かかる当事者全員の合意により、この期間を短縮させができるものとします)。

(1) でんさい買取人または当行からの解約の効力は、当該通知に記載された解約日の3ヶ月以上前にファクタリング対象債務者に当該通知が到着していることを条件とするものとします。

なお、当行が、ファクタリング対象債務者が当行にあらかじめ届け出た連絡先宛に解約通知を発信した場合で、これが延着し、または到着しなかったときは、翌銀行営業日に到達したものとみなします。本サービスの利用に係る未払いの手数料等(以下「未払手数料等」といいます)がある場合、お客さまは当行所定の日に所定の方法により支払うものとします。

当行は、通知の発信後、解約の効力が生じるまでの間、本サービスの一部の利用を制限することができるものとします。

(2) お客さままたはファクタリング対象債務者からの解約の効力は、当行がお客さままたはファクタリング対象債務者から当行所定の解約通知を受領し、お預かり対象でんさいの全部が消滅したことを確認したうえで、でんさい買取人、当行およびでんさいネットの所定の解約処理が完了した銀行営業日に発生するものとします。

なお、未払手数料等がある場合、お客さまは所定の期日にかかわらず、通知後ただちに未払手数料等を支払うものとします。

3. 個別の収納代行サービス利用契約の強制解除

当行は、次の各号に定める事由が一つでも発生した場合には、お客さまに通知することにより、個別の収納代行サービス利用契約を解除

することができるものとします。また、個別の収納代行サービス利用契約が対象とするお預かり対象でんさいのうち、資金化申込でんさいとなつた部分に対応する個別の収納代行サービス利用契約は自動的に解除されたものとみなします。

- お預かり対象でんさいに係る原因債権が当行によるファクタリング対象債務者からの決済資金の受領以外の理由で消滅し、またはお客さまに当該原因債権上の不履行があつたことその他の理由により当該原因債権が抗弁の対抗を受けるものであることが判明した場合
 - お預かり対象でんさいについて発生記録の請求(予約請求)の取消または発生記録を削除する旨の変更記録がされた場合
 - お預かり対象でんさいが当該でんさいに係る原因債権の支払に代えて発生されたことが判明した場合
 - お客さまが個人事業主である場合に、お預かり対象でんさいに係る原因債権の発生原因となった取引が事業目的で行われたものでなかったことが判明した場合
- 本利用契約等の強制解除
 - 以下の各号に定める事由が一つでも生じた場合、でんさい買取人または当行は、催告の手続を要することなく、いつでもファクタリング対象債務者に通知することにより、ただちに本サービス全部または一部の取扱いを中止し、あるいは、それとあわせて本利用契約、個別の収納代行サービス利用契約および/または個別でのんさいファクタリング契約の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、未払手数料等があれば、お客さまは所定の期日にかかわらず、当行からの請求が到着次第ただちに未払手数料等を支払うものとします。なお、解除の効力は、ファクタリング対象債務者に通知が到着し、でんさい買取人、当行およびでんさいネットの所定の解除処理が完了した銀行営業日に発生するものとします。
 - お客さまが本利用契約等に基づきでんさい買取人または当行に対して負う金銭債務の履行を遅滞したとき。
 - お客さまが本利用契約上の義務(前号に定めるものを除きます)もしくは表明・保証・確約・承諾事項に違反し、でんさい買取人または当行からかかる違反についての通知を受領した後、14日以内にかかる違反を是正しないとき。
 - お客さまが、業務規程等で定められたでんさいネットの解除事由に該当したとき。
 - お客さまが債務超過、支払不能もしくは支払停止に陥り、またはお客さまに破産手続開始、更生手続開始、特別清算開始、再生手続開始もしくは特定調停その他適用ある倒産手続開始の申立てがあつたとき。
 - お客さまが取引金融機関、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - お客さまの保有する財産につき、仮差押、仮処分、保全差押、差押、強制執行または競売の申立があつたとき。
 - お客さまが租税公課を滞納して督促を受けたときまたは滞納処分を受けたとき。
 - お客さまが合併または事業もしくは重要な資産の譲渡を行つたとき。
 - お客さまが解散の決議を行い、または、解散命令を受けたとき、その他営業活動を停止したとき。
 - お客さまが事業を停止・廃止し、または、所轄政府機関等により業務停止等の処分を受けたとき。
 - 個人事業主たるお客さまが死亡した場合または後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受けたとき。
 - ファクタリング対象債務者に対するお預かり対象でんさいの取立が不能となり、もしくはそのおそれがあると認められるとき。
 - お客さまの申込書または本規程に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明したとき。
 - 1年以上の当行が相当と認める期間、お客さまによる本サービスの利用がなかつたとき。
 - お客さまが当行より当行所定の「でんさいお預かり・ファクタリングサービス等利用者登録規程」に基づく利用者登録を取り消されたとき。
 - ファクタリング対象債務者の破たん(取引停止処分を受けたことを含みます)等により、個別の収納代行サービス利用契約が対象とするお預かり対象でんさいについて支払期限内に決済がなされなかつたとき。
 - 個別の収納代行サービス利用契約が対象とするお預かり対

- 象でんさいに係る原因債権に対し仮差押、仮処分、保全差押、差押、強制執行または競売の申立等がなされたとき。
- (18) ファクタリング対象債務者が、第15条第1項に定める反社会的勢力もしくは同項各号のいずれかに該当し、もしくは第15条第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき、または公序良俗に反する場合等、本利用契約等を解除すべき相当の事由があるとでんさい代理人または当行が判断したとき。
- (19) 本サービスが関係法令およびガイドライン等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が判断したとき、および犯罪等への関与が疑われる等、相当の事由があると当行が判断したとき。
- (20) 前各号のほか、でんさい買取人または当行が本利用契約に基づきお客さまに対して有する権利の保全のために必要と認める事情が生じたとき。
- (2) でんさい買取人および当行は、ファクタリング対象債務者のいずれかにつき、前項各号の事由が一つでも生じた場合、催告の手続を要することなく、いつでもファクタリング対象債務者に通知することにより、ただちに当該ファクタリング対象債務者に関するでんさいファクタリングサービスの取扱いを中止し、あるいは、それとあわせて当該ファクタリング対象債務者に関する個別でんさいファクタリング契約を解除することができるものとします。
- (3) でんさい買取人または当行は、資金化申込でんさいにつき、次の各号に定める事由が一つでも生じた場合、催告の手続を要することなく、いつでもファクタリング対象債務者に通知することにより、ただちに関連する個別でんさいファクタリング契約を解除することができるものとします。
- ① 当該資金化申込でんさいの原因債権に係る商取引契約に関し、デフォルト事由が発生したとき。
- ② 当該資金化申込でんさいに関し、お客さま、ファクタリング対象債務者、でんさい買取人および当行の間で、かかるでんさいを用いずに当該資金化申込でんさいの原因債権の決済を行ふことに合意が成立したとき。
5. 本利用契約および個別でんさいファクタリング契約の自動終了
- 次の各号に定める事由が一つでも生じた場合、本利用契約およびお客さまに係る個別でんさいファクタリング契約は自動的に終了するものとします。
- (1) お客さまとの間の個別の収納代行サービス利用契約が、お預かり対象でんさいが資金化申込でんさいとなったこと以外の理由により終了したとき。
- (2) 当行が第6条第3項に基づき決済資金(収納代行手数料控除後の金額)をお客さまの指定口座に送金したものの、個人事業主たるお客さまの死亡を理由とする口座凍結により返金がなされた事実を当行が認識したとき。
- (3) でんさい買取人が第11条第1項に基づきでんさい買取代金(割引料等控除後の金額)をお客さまの指定口座に送金したものの、個人事業主たるお客さまの死亡を理由とする口座凍結により返金がなされた事実をでんさい買取人が認識したとき。
6. 第3項または第4項の規定により個別の収納代行サービス利用契約または本利用契約等が解除されたお客さまに損害が生じた場合であっても、でんさい買取人および当行は責任を負いません。また、当行またはでんさい買取人に損害が生じた場合は、お客さまがその責任を負うものとします。

第19条 (契約終了時の取扱い)

1. 第15条第3項、第5項もしくは第6項、第17条、前条第2項乃至第5項またはその他の事由により本利用契約等の全部または一部が効力を失った場合は、本利用契約等の各規定にかかわらず、本条に定めるところに従って取扱うものとします。
2. 本利用契約等が前項所定の事由により効力を失った場合であっても、第16条各項、本条各項、第21条各項、第22条各項、第26条、第27条、第28条、第29条各項、第34条各項および第35条については、本利用契約の各条項に従いなお効力を有するものとします。また、お客さま、ファクタリング対象債務者、でんさい買取人または当行が本利用契約に基づき負担した既発生の義務については、お客さま、ファクタリング対象債務者、でんさい買取人または当行が本利用契約の当事者でなくなった場合および本利用契約が終了した場合も有効に存続するものとします。
3. 収納代行サービス利用契約解除後のお預かり対象でんさいの処理
- 当行は、前条に基づき個別の収納代行サービス利用契約が解除され

た場合には、資金化申込でんさいの処理が次項に従ってなされるほか、以下の定めに従いお預かり対象でんさいの処理を行ふものとします。当行は、かかる処理によってお客さまに損害が発生しても、当行に故意または過失がある場合を除き、これを一切賠償せず、補償しないものとします。

- (1) 解除した個別の収納代行サービス利用契約が対象とするお預かり対象でんさいについて、当行を債権者とする発生記録が完了していない場合
- 当行は、でんさいネットに対し、業務規程等に従い、当該お預かり対象でんさいについて、発生記録の請求(予約請求)の取消の請求を行ふものとします。
- (2) 解除した個別の収納代行サービス利用契約が対象とするお預かり対象でんさいについて、当行を債権者とする発生記録が完了し、かつ、当行がファクタリング対象債務者より決済資金を受領済みである場合
- 当行は、ファクタリング対象債務者との間で、当行が受領した決済資金をお客さまにお引渡しする方法について誠実に協議し、ファクタリング対象債務者と合意した方法に従ってお客さまに対し、決済資金(収納代行手数料控除後の金額)をお引渡しするものとします。
- (3) 解除した個別の収納代行サービス利用契約が対象とするお預かり対象でんさいについて、当行を債権者とする発生記録が完了したが、当行がファクタリング対象債務者より決済資金を受領していない場合
- (a) お客さまが窓口金融機関との間ででんさい利用に関する契約(債権者として利用可能な契約)を締結し、同契約が有効に存続している場合
- 当行は、でんさいネットに対し、業務規程等に従い、当該お預かり対象でんさいについて、お客さまを譲受人とする譲渡記録の請求を行ふものとします。この場合、当行は、当行を譲渡保証人とする譲渡保証記録の請求は行わないものとします。譲渡後、当行は当該お預かり対象でんさいの取扱いについて関与しないものとします。
- (b) お客さまが窓口金融機関との間ででんさい利用に関する契約(債権者として利用する場合の契約)を未締結か、締結しても同契約が有効に存続していない場合
- 当行は、でんさいネットに対し、業務規程等に従い、当該お預かり対象でんさいについて、(i)当行を債権者とする発生記録を全部削除する旨の変更記録の請求、(ii)個別の収納代行サービス利用契約の終了を理由とする支払等記録の請求、または(iii)当行とファクタリング対象債務者との間で個別の収納代行サービス利用契約に基づき当行がお客さまに当該お預かり対象でんさいの決済資金(収納代行手数料控除後の金額)をお引渡しする義務をファクタリング対象債務者が併存的債務引受する合意が成立することを条件として、かかる引受けの対価として当行を譲渡人とし、ファクタリング対象債務者を譲受人とする譲渡保証記録(ただし、当行を譲渡保証人とする譲渡保証記録を伴わないもの)とその後の混同消滅を理由とする支払等記録の各請求、を行ふものとします。
4. 個別でんさいファクタリング契約解除後の資金化申込でんさいの処理
- 当行は、前条に基づき個別でんさいファクタリング利用契約が解除された場合には、以下の定めに従い資金化申込でんさいの処理を行ふものとします。当行は、かかる処理によってお客さまに損害が発生しても、当行に故意または過失がある場合を除き、これを一切賠償せず、補償しないものとします。
- (1) 解除した個別でんさいファクタリング契約が対象とする資金化申込でんさいについて、でんさい買取人を譲受人とする譲渡記録が完了していない場合
- 当行は、でんさいネットに対し、業務規程等に従い、当該資金化申込でんさいについて、分割記録および/または譲渡記録の請求(予約請求)の取消の請求を行ふものとします。その後、当行は、当行が保有する全てのお預かり対象でんさいを、前項第(3)号の規定に従って処理するものとします。
- (2) 解除した個別でんさいファクタリング契約が対象とする資金化申込でんさいについて、でんさい買取人を譲受人とする譲渡記録が完了し、でんさい買取人がお客さまに対し、当該資金化申込でんさいに係るでんさい買取代金相当額(割引料等控除後の金額)の送金を完了した場合

でんさい買取人は、でんさいネットに対し、業務規程等に従い、ファクタリング対象債務者から決済資金を受領次第、当該資金化申込でんさいの支払等記録の請求を行うことができます。また、当行は、当行が保有するお預かり対象でんさいを、前項第(3)号の規定に従って処理するものとします。

- (3) 解除した個別でのんさいファクタリング契約が対象とする資金化申込でんさいについて、でんさい買取人を譲受人とする譲渡記録が完了し、でんさい買取人がお客さまに対し、当該資金化申込でんさいに係るでんさい買取代金相当額(割引料等控除後の金額)の送金をしたが、お客さまの口座の凍結その他の理由により返金された場合、または、お客さまへのでんさい買取代金相当額(割引料等控除後の金額)の振込処理またはお客さまの口座への着金前に解除事由が判明し、個別でのんさいファクタリング契約が解除された場合
でんさい買取人および当行は、でんさいネットに対し、業務規程等に従い、当該資金化申込でんさいについて、でんさい買取人を譲渡人として、当行を譲受人とする譲渡記録の請求を行うものとします。この場合、でんさい買取人は、でんさい買取人を譲渡保証人とする譲渡保証記録の請求は行わないものとします。その後、当行は、当行が保有する全てのお預かり対象でんさいを、前項第(3)号の規定に従って処理するものとします。
5. 解除後の取引履歴の開示
お客さまは本利用契約等が解約、解除等により終了した後でも、本利用契約等が有効である間に行なった過去の取引等について、当行所定の方法で履歴の開示を求めることができるものとします。この場合、当行所定の手数料が必要となります。

第20条 (本サービスの休止、停止および廃止)

1. サービスの休止

お客さまに以下の各号に定める事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも、お客さまに通知することなく、本サービスの全部または一部の利用を制限することができるものとします。この場合、当行に故意または過失がある場合を除き、お客さまは当行に対し異議を述べず、かつ本サービスの休止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

- (1) お客さまが当行との取引約定に違反した場合等、当行が本サービスの利用制限を必要とする相当の事由が生じた場合。
- (2) ValueDoor の利用が停止された場合(この場合、ValueDoor の利用が停止された利用者IDについてのみ利用停止とすることができるものとします)。
- (3) 当行にあらかじめ届け出たファクシミリ番号の相違等により、当行からお客さま宛に送信した文書が不着になった場合。

2. サービスの停止および廃止

当行は、3ヶ月前の事前の通知(当行の電子署名を付した電子データによる通知も含むものとします)をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。

ただし、緊急やむを得ない場合、当行はこの期間を短縮できるものとします。この場合、当行に故意または過失がある場合を除き、お客さまは当行に対し異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

第七章 免責事項

第21条 (一般的な免責事項)

1. 本人確認手段の不正使用等

第5条に定める本人確認手続を経た後に行なわれた一切の取引について、当行はお客さま本人による取引とみなし、ValueDoorのIDその他の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行に故意または過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

2. 通信手段の障害等

通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットおよびコンピュータ等の障害等当行の責めによらない事由により、本サービスが利用不能となった場合または本サービスの取扱が遅延となった場合、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。

3. 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において

盗聴・不正アクセス等、当行の責めによらない事由により、ValueDoorのID、パスワード、電子証明書、秘密鍵その他の本人確認手段、取引情報等が漏洩しても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

4. 印鑑照合

お客さまが届け出た書面等に使用された印影を、当行が届出の印鑑と照合し、相違ないと認めて取扱を行なった場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があつても、そのために生じた損害について、当行に故意または過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

5. 記録の保存

本サービスを通じてなされたお客さまと当行との間の通信の記録ならびに電子文書等は、当行所定の期間に限り当行所定の方法・手続によって保存するものとします。当該期間経過後は、当行がこれらの記録・電子文書等を消去したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

6. 情報の開示

法令、規則、行政令の命令等により本サービスに関する情報の開示が要請される場合(当局検査や業務規程等に基づく場合を含みます)、当行はお客さまの承諾なくして当該法令・規則・命令等の定める手続に基づいて情報を開示することができます。

この場合、当行が当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

7. その他

- (1) 当行は、所定のプラウザソフトの内容、状態、機能、作用等について、お客さまに対して、何らの保証をするものではありません。
- (2) 当行は、お客さまに対して、本サービスへの利用が妨げられないことおよび本サービスの利用において障害が発生しないことを保証するものではありません。
- (3) 当行に故意または過失がある場合を除き、本サービスを利用したことについては、お客さまが全ての責任を負うものとし、当行は責任を負いません。なお、当行に故意または過失がある場合における当行の損害賠償責任は、純粹に当該事由に起因して現実に発生した直接損害に限ります。当行はいかなる場合であつても、逸失利益、間接損害、特別損害、その他お客さまに生じる損害について損害賠償等の責任を負いません。
- (4) 本規程の他の条項にかかわらず、災害、事変、通信業者等の誤った取扱、当行の責めによらない裁判所等公的機関の措置等の事由によって、当行が本サービスの提供を行わなかった場合、または誤って提供した場合、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (5) お客さまが本サービスを、お客さま自身が占有・管理する端末、ファクシミリ機器、または、当行所定の方法により利用しなかつたことによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第22条 (でんさいファクタリングサービス固有の免責事項)

1. でんさい買取人および当行は、でんさいファクタリングサービスの取扱いに關し、本規程に基づく契約および関連書類(ファクタリング対象債務者がでんさいファクタリング支払サービスを用いて送信する発生記録の請求データおよび当行が受信するお預かり対象でんさいの記録内容を含みます)の記載に従って、でんさい買取人および当行の過失なく事務を行なう限り、でんさいファクタリングサービスに關連してお客さま、ファクタリング対象債務者その他の第三者が被つた損害に關し免責されるものとします。
2. でんさい買取人および当行は、でんさいファクタリングサービスの取扱いに關して、お客さまの意思表示、意思の通知またはその他の通知(個別方式に係る資金化の申込み等、お客さまの当行宛指図権の行使に關連する書面が送信される場合を含みます)の確認方法として、以下の照合をすれば足りるものとします。
 - ①ファクシミリ以外の方法によりお客さまから文書の送付を受けた場合には、あらかじめ届出印として当行へ届出られた印影が当該文書に押捺されていることを肉眼で照合します。
 - ②ファクシミリによる書面の送信を受けた場合には、当行が採番して保管するお客さま番号と、書面に記載されたお客さま番号が一致した場合は、当該お客さまからの正当な依頼があつたものとみなします。
3. でんさい買取人および当行が、前項の方法に従い、印影の照合をして、届け出られたものと同一と判断した場合、またはお客さま番号の照合をして、当行で保管する番号と一致した場合、でんさい買取人または当行に故意または過失がある場合を除き、でんさい買取人およ

- び当行は、お客さまから意思表示、意思の通知、その他の通知があつたものとしてでんさいファクタリングサービスの取扱いをすれば、免責されるものとします。
- お客様の意思表示、意思の通知、その他の通知がファクシミリにより送信された場合、でんさい買取人または当行に故意または過失がある場合を除き、かかる通知等がファクシミリにより正常に着信しなかつたことによる責任を、でんさい買取人および当行は負わないものとします。
 - でんさい買取人および当行の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話回線の不通により取扱いが遅延したり不能になった場合、そのために生じた損害について、でんさい買取人および当行は責任を負わないものとします。
 - でんさい買取人および当行がインターネットサービスを利用しているお客さままたはファクタリング対象債務者に対して、インターネットサービスによりでんさいファクタリングサービスに関する各種書面または通知を提出・交付・送付・提示する場合は、でんさい買取人および当行がインターネット上のでんさい買取人および当行のサイトに当該各種書面または通知を掲示した時点で、お客さまに対して当該各種書面・通知の提出・交付・送付・提示が行われ、お客さまに当該各種書面・通知が到着したものとみなします。お客さまが当該各種書面・通知を閲覧しなかつた場合、またはでんさい買取人および当行の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話回線の不通により閲覧が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、でんさい買取人および当行は責任を負いません。
 - でんさい買取人および当行は、インターネットサービスを利用しているお客さまおよびファクタリング対象債務者のValueDoorのID、パスワードの利用および管理に関して紛議が生じた場合でも、でんさい買取人または当行に故意または過失がある場合を除き、その責任を負わないものとします。
 - でんさいファクタリングサービスの取扱いに関して、(i)でんさい買取人および当行がインターネットサービスを通じて認識したお客さまおよびファクタリング対象債務者のIDと、でんさい買取人および当行に届け出たお客さまおよびファクタリング対象債務者のIDとの一致を確認して取扱いを行った場合、または、(ii)でんさい買取人および当行の要求する電子認証の確認手段により確認して取扱いを行った場合、でんさい買取人および当行はお客さまおよびファクタリング対象債務者を正当な契約者とみなし、通信ソフト、端末、ID、パスワード、でんさい買取人および当行が要求する電子署名、電子認証の確認手段等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があつても、そのために生じた損害については、でんさい買取人または当行に故意または過失がある場合を除き、でんさい買取人および当行は責任を負わないものとします。
 - 災害・事変・裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由があつた場合、またはでんさい買取人および当行以外の第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、でんさい買取人および当行は責任を負わないものとします。

第八章 業務委託、代理権限の授与

第23条 (業務委託の承諾)

当行は、お客さまの本サービスの申込書およびその添付書類等の受領・回収、申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘および取引時確認に係る手続を自ら行い、または、当行の親会社、子会社もしくは関連会社またはその他の当行所定の事務受託会社(以下「委託先」といいます)に、本サービスに関する事務の全般または一部を委託し、当該委託の対象となる事務の遂行に必要な範囲でお客さまに関する情報を委託先に開示することができるものとし、お客さまはこれに異議なく承諾することとします。

第24条 (代理権限の授与)

- お客さまおよびファクタリング対象債務者は、当行および/またはでんさい買取人が、本利用契約等および業務規程等の規定に従い必要がある場合には、自らの立場またはお客さまもしくはファクタリング対象債務者の代理人としての立場で、でんさいネットに対し、自らに関連するでんさいの発生記録、分割記録、譲渡記録、変更記録、支払等記録の請求(予約請求)もしくはかかる請求(予約請求)の取消、またはこれらの電子記録を全部削除する旨の変更記録の請求を行う権限を、本書をもってここに付与したものとみなし、かかる代理権限はいずれも、付与された者の書面による承諾がない限り、事由の如何を問わず一切変更・撤回等できないものとします。

- お客さまおよびファクタリング対象債務者は、前項に定めるほか、本利用契約等または業務規程等に規定される代理権限の付与および当該代理権限に係る記録請求が、民法(明治29年法律第89号)第108条に定める自己契約または双方代理となりうることを十分理解した上で、当該代理権限の付与および当該記録請求が行われることを、ここに異議なく承諾します。
- 個人事業主たるお客さまは、本利用契約等または業務規程等に規定される代理権限の付与が全て、(i)商法(明治32年法律第48号)第506条に定める商行為の委任による代理権であり、(ii)万一かかる商事代理権でないとされた場合であっても、お客さまの死亡を理由として消滅しない代理権とする特約が存在していることを理解し、ここに異議なく承諾します。

第九章 届出事項

第25条 (届出事項および届出事項の変更)

- 届出事項
お客さまは、当行に対し、当行所定の方法および様式にて、名称、商号、代表者(個人事業者の場合は氏名)、犯罪収益移転防止法等に定める実質的支配者、住所、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス、届出印、入金口座、でんさいネットの契約の有無および契約がある場合のでんさいネット利用者番号その他当行の定める本サービス利用に際し必要な事項を届け出るものとします。
当行は、お客さまに対し、取引依頼内容等についての通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、お客さまが当行にあらかじめ届け出た住所・電話番号・ファクシミリ番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。
- 本人確認
お客さまが、当行に対し書面により通知・申込等を行う場合、当行は、お客さまの書面に押印された印影を、前項の規定によりお客さまが届け出た印影と照合することにより、本人確認を行います。
- 届出事項の変更
申込書等によりあらかじめ届け出た届出事項に変更がある場合、および本サービスの申込についての届出印を紛失した場合、お客さまは、ただちに当行所定の書面等により当行所定の宛先に届け出るものとします。ただし、お客さまの電子メールアドレス等当行所定の事項の変更については、お客さまの端末により当行に届けることができるものとします。
お客さまが届出を怠ったことにより生じた損害について、当行に故意または過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。なお、お客さまが法人の場合で、合併、会社分割等により当該法人以外の者に本サービスを承継せる場合には、お客さまは、当行所定の方法で速やかに届出のうえ、利用の継続について当行所定の審査を受けるものとします。
- 変更事項の届出がない場合の通知等の取扱い
お客さまが前項の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、お客さまが当行にあらかじめ届け出た連絡先に当行が通知・照会・確認を発信し、または送付書類を発信した場合で、これらが延着し、または到着しなかったときは、お客さまが当行にあらかじめ届け出た連絡先に通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第26条 (破産手続開始等の届出)

お客さまは、破産手続開始の決定その他遅滞なく窓口金融機関に届け出なければならないこととされている事由が生じた場合には、当行所定の方法で速やかに届出を行うものとします。

第十章 一般条項

第27条 (補償)

お客さまは、本利用契約等上の表明、保証、義務、確約または承諾事項の違反を原因として、ファクタリング対象債務者、でんさい買取人および当行が損害、損失または費用等を被った場合には、かかる損害、損失、費用等につき、ただちにこれをファクタリング対象債務者、でんさい買取人および当行のために補償するものとします。

第28条 (遅延損害金)

お客さま、ファクタリング対象債務者、でんさい買取人および当行は、本利用契約等に基づく他の当事者に対する支払債務につき履行期を徒過したときは、年14.6%の割合(1年に満たない期間については1年を365日とする日割計算)による遅延損害金を支払うものとします。

第29条（秘密保持）

- お客様、ファクタリング対象債務者、でんさい買取人および当行は、他の当事者の事前の書面による承諾がない限り、本利用契約等の条項、本利用契約等に基づく取引内容、および本利用契約等に基づきまたはこれに関連して他の当事者から受領した秘密情報の一切につき、これを第三者に開示または漏洩してはならず、また、本利用契約等上必要とされる以外の目的のために使用してはならないものとします。ただし、(i)法令、規則、行政官庁その他公的機関により秘密情報の開示の義務が課される場合(当局検査を含みます)、(ii)お客様、ファクタリング対象債務者、でんさい買取人、当行もしくはそれらの親会社、子会社もしくは関連会社またはそれらの法律顧問その他外部専門家に対してかかる情報を開示する場合、(iii)でんさい買取人および当行が本利用契約の締結の可否を検討する場合、(iv)でんさい買取人がでんさい買取代金の資金を調達するために第三者にかかる情報を開示する場合、ならびに(v)当行が自らの正当な業務に使用する場合には、この限りではありません。
- でんさい買取人は、前項ただし書きに従って当行に開示された情報に基づき、当行より、反社会的勢力に関する情報、ならびにでんさい買取人がファクタリング対象債務者に対して有する資金化申込でんさいの与信管理(ファクタリング対象債務者の信用に関する情報、その他でんさいファクタリングサービスの取扱いの検討に関連する一切の情報を含むがこれらに限られません)に関する情報を得ることができるものとします。
- 本条に定める各当事者の秘密保持義務については、本利用契約終了後であっても1年間に限り、存続するものとします。
- 前項の規定にかかわらず、お客様およびファクタリング対象債務者は、本利用契約終了後1年が経過しても、本利用契約等に関連し、本規程を含むでんさい買取人および当行から提供された資料およびその内容、ならびに本サービスの仕組みについて、第1項ただし書きに規定される場合を除き、第三者に開示、提供、譲渡、貸与その他の方法により使用させることができないものとします。

第30条（規程等の準用）

本規程に定めのない事項については、利用口座にかかる各種規定、振込規定、口座振替規定、ValueDoor 利用規定およびValueDoor IC カード認証サービス利用規定(いずれも当行所定のものをいいます)を準用して取り扱います。

第31条（本規程の変更等）

当行は本規程の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法でお客様、ファクタリング対象債務者およびでんさい買取人(以下総称して「被通知者」といいます)に変更内容を通知することにより、相当期間経過後の日を効力発生日として本規程の内容を変更することができるものとします。ただし、かかる変更は、被通知者の利益を著しく害する内容であってはならないものとします。被通知者は、通知された内容に承諾しない場合には、当該通知の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。かかる期間内に、当行が被通知者から変更に承諾しない旨の通知を受領しない場合には、変更に承諾があつたものとみなし、また、変更に承諾しない旨の通知があつた場合には、当行は事前に通知することなく本利用契約を解約できるものとします。かかる解約により被通知者に損害が生じた場合であっても、当行はその責任を負いません。

第32条（権利・義務の譲渡・質入等の禁止）

- お客様およびファクタリング対象債務者は、でんさい買取人および当行の事前の書面による承諾がなければ、本利用契約等上の地位ならびに権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入れその他の処分をしてはならないものとします。
- お客様は、本利用契約等に基づくお客様の各種申込みに関し、当行に対し有する指図権、およびでんさい買取人に対し有するでんさい買取代金相当額(割引料等控除後の金額)に係る債権の、全部または一部を、第三者に譲渡し、または質権設定等の担保に供することができません。

第33条（お客様情報の利用）

当行およびでんさい買取人は、本サービスによって取得したお客様の情報をお客様との間の他の取引に利用できるものとします。

第34条（取適法等の遵守）

- 本利用契約に基づく収納代行サービスまたはでんさいファクタリングサービスが、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(昭和31年法律第120号)(以下「取適法」といいます)に定める製造委託等代金の支払手段として用いられる場合、その他手形、電子記録債権または一括決済方式に係する法律およびこれらの法律に関連する政令・規則・運用基準その他のガイドライン(取適法とあわせ、以下総称して「取適法等」といいます)に従った取扱いが求められる場合には、お客様、ファクタリング対象債務者、でんさい買取人および当行は、取適法等に従って収納代行サービスおよびでんさいファクタリングサービスの取扱いを行ふものとします。この場合、当行およびでんさい買取人は、お客様とファクタリング対象債務者との間の取引に取適法等が適用されるか否か等、取適法等に関する確認・照合の義務も判断の責任も一切負わないものとします。
- ファクタリング対象債務者は、お客様が第6条第3項または第11条に基づき当行またはでんさい買取人より支払を受けることができないとき、その他お客様が本サービスを通じた下請代金の支払を受けることができないときは、支払を受けることができなかつた額に相当する金額を、取適法等の定める基準に従ってお客様に対し支払うものとします。この場合、かかるファクタリング対象債務者によるお客様に対する支払については、第6条第3項、第11条その他本利用契約の規定の適用はないものとします。
- お預かり対象でんさいについて、お客様とファクタリング対象債務者との間で紛議が生じた場合でも、当行およびでんさい買取人は、当該お預かり対象でんさいに係る決済資金(収納代行手数料控除後の金額)またはでんさい買取代金相当額(割引料等控除後の金額)について本利用契約に従つた支払を行い、また、その支払を行つた後にお客さまにその返還を求めないものとします。本項の規定にかかわらず、本利用契約等に基づく当行またはでんさい買取人のファクタリング対象債務者に対する補償その他の権利行使は何らの影響を受けないものとします。

第35条（準拠法と管轄）

本利用契約は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。お客様、ファクタリング対象債務者、でんさい買取人および当行は、本利用契約に基づく諸取引に関して訴訟または調停の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

＜特定仕入先の取扱いに関する特約＞

ファクタリング対象債務者と当行との間で当行所定の内容および方法に従った「特定仕入先の取扱いに関する特約」を利用するための合意が有効に成立し、お客さまが同特約に定める特定仕入先（以下「特定仕入先」といいます）に該当する旨をファクタリング対象債務者より通知され、かつ、ファクタリング対象債務者が当行およびでんさい買取人に対し当行所定の手続によりその旨届け出ている場合、お客さまは、本利用契約の各規定にかかわらず、以下の規定が適用されることに異議なく承諾します。

- (1) 本利用契約に各々定義される「決済資金（収納代行手数料控除後の金額）」の中の収納代行手数料、「買取代金相当額（割引料等控除後の金額）」の中の割引料等はいずれも一律 0 円として取り扱われるものとし、これらの定義はいずれもそのような手数料その他の費用が控除される前のものを意味するものとします。ただし、取適法等上特定仕入先による負担が許容される手数料その他の費用は除かれるものとします。
- (2) 第3条第4項に定める手数料は、決済資金または買取代金相当額から差し引く形でお客さまが負担することはないものとし、お客さまが負担する場合は、取適法上中小受託事業者による負担が許容される場合に限るものとします。
- (3) 第9条に関し、お客さまは包括方式にて支払基準日を包括支払日とする選択をしたものとみなし、その他かかる取扱いにより導かれる本規程上関連する各規定（第10条を含みますが、これに限られません）の不適用についても承諾したものとみなされます。
- (4) でんさい買取人および当行は、本利用契約の各規定に定める免責事項に加え、特定仕入先が取適法等に定める中小受託事業者に該当するか否か、お客さまとファクタリング対象債務者との間の取引に取適法等が適用されるか否か等、取適法等に関する確認・照合の義務も判断の責任も一切負わないものとし、ファクタリング対象債務者が当行およびでんさい買取人に当行所定の手続により届け出た特定仕入先に対し、本利用契約および当該届出書類の記載に従って当行およびでんさい買取人の過失なく事務を行う限り、収納代行サービスまたはでんさいファクタリングサービスに関連してお客さま、ファクタリング対象債務者その他の第三者が被った一切の損害等（通信等の障害に起因する損害等を含みます）に關し免責されるものとします。

以上